

Q



退職所得の計算方法が変わると聞きました。変更点を教えてください。

A



勤続年数5年以下で退職した従業員への退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については $1/2$ を乗じて退職所得を計算することができなくなりました。

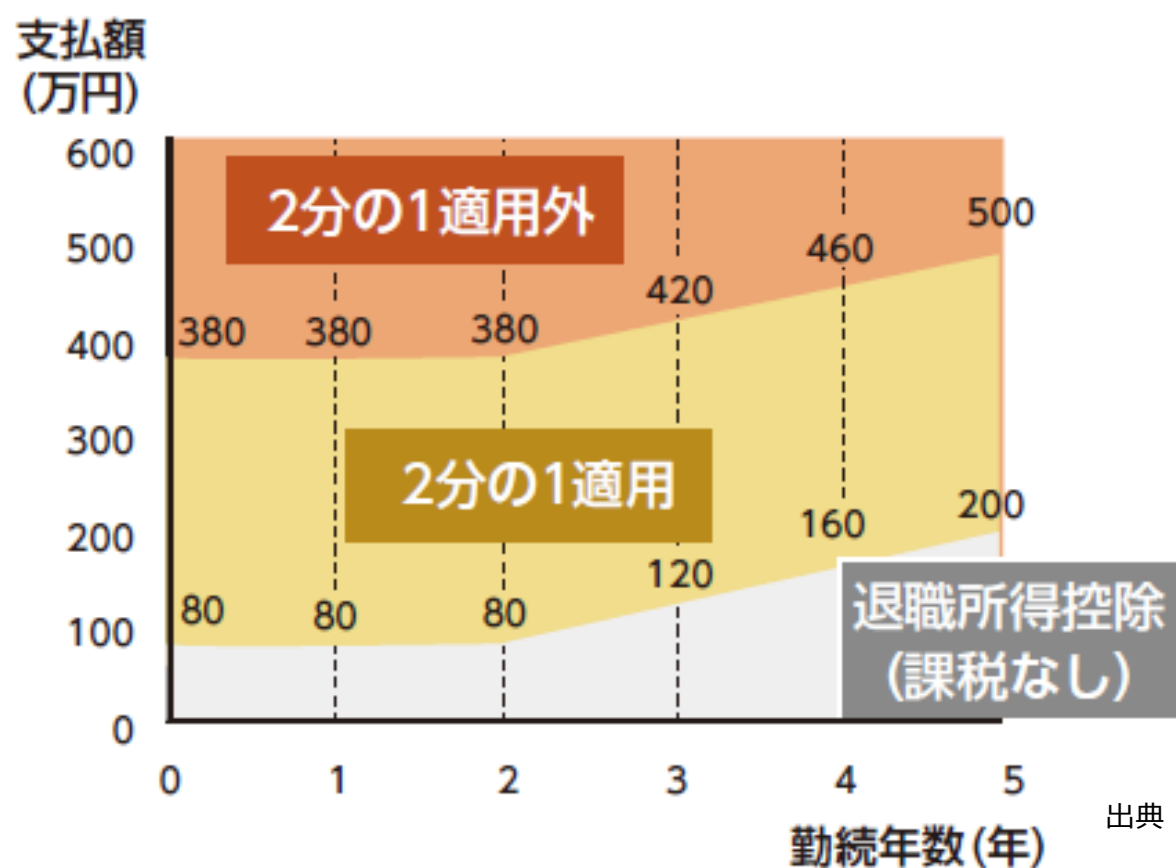
●改正概要● **増税**

退職所得は長期にわたる勤務の結果生じ、勤務の対価の一部が蓄積して一挙に支払われるため、退職所得に2分の1を乗じて税負担を平準化することが目的であったが、昨今雇用の流動化が進む中で、意図的に従業員の給与を下げ、代わりに高額な退職金を支払うことで税負担を軽減させるといった方法が見受けられました。これを是正するために退職金について課税強化する見直しが行われます。

〈退職所得の計算方法〉

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$$

※退職所得控除：勤続年数20年まで1年につき40万円（最低80万円）



(例) 勤続年数3年で退職金500万円を支給した場合：420万円を超える80万円部分は退職所得控除後の金額に $1/2$ を乗じることができない。

令和4年分以降の所得税について適用

POINT



役員については、もともと勤続期間5年以内の退職に対して退職所得の計算に制限が設けられていましたが、今回の改正により従業員も同様に制限が設けられましたので注意しましょう。